

令和2年4月9日

請負者各位

大牟田市企画総務部契約検査室長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた感染拡大
防止対策の徹底について

施工中の工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止の対応については、現場状況等を勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒など、感染予防の対応を徹底していただくとともに、作業従事者等のマスクの着用、体温の測定など健康管理に留意いただきますようお願いいたします。

また、室内においては、部屋の換気の実施、最小限の人数かつ密接しない距離での会話のできる環境を整え、密室、密集、密接のいわゆる3密とならないようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言をうけて契約中の工事及び測量・調査・設計等の一時中止や期間の延長、監理技術者等の交代等の意向がある場合、申し出られますようお願いいたします。

この場合、受注者の責めに帰すことができないものとして、一時中止や設計図書の変更を行い、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行います。